



広島県 遺族新聞

第159号
平成27年1月1日
発行所
一般財団法人 広島県遺族会
〒730-0036
広島市中区袋町1番21号
電話 (247) 1216
FAX (247) 1397
発行責任者 平田 修己
編集責任者 佐々木 幸雄
印刷所 傳文化社



広島護国神社



備後護国神社

同	同	同	常務理事	同	同	副会長	会長	謹賀新年
萩原三枝子	高橋伸吉	山本昭吉	竹原伸吉	小西昭雄	篠原寿夫	山田照夫	平田義春	平田修己

新年のご挨拶
一般財団法人
広島県遺族会
会長 平田 修己

新年あけましておめでとうござい
ます。新年の新春をお健やかにお迎えのこと
と心からお慶び申し上げます。旧年中は当遺族会に対しまして、

あたたかいご理解とご支援を賜り誠
にありがとうございました。
英靈顕彰運動の根幹であります内閣
総理大臣の靖国神社参拝につきまし
ては、昨年十二月に参拝された後は
「今後参拝するかしないかについて
は申し上げることは差し控える」と
従来の立場を繰り返されています。
安倍内閣総理大臣に面会し、靖国神
社への参拝のお願い文を手交されま
した。

今後、信念を貫かれ、内外の批判
に屈することなく、毅然とした態度
で参拝していただけるものと信じて
おります。

なお、昨年の秋季例大祭中に国会
議員一九一名が参拝され、うち大臣
は三名が参拝されました。が、広島県
内の国会議員の参拝は、比例区選出
の小島敏文衆議院議員わずか一名と
なっており、周辺県の国会議員に比
較して理解が得られていません。
また、近年の護国神社への知事参
拝は、全国で二十五県程度でありま
すが、併せて靖国神社への参拝も定
着させるように要望活動を行っています。
遺族会としては、総理及び閣僚の
必要があります。

特別弔慰金の支給順位表

順位	対象者	支給要件
1	弔慰金の受給権者 (弔慰金の受給権者とみなさ れる者を含みます)	弔慰金の受給権者が配偶者の場合は次の要件をすべて満たす必要があります。 1. 戦没者等の死亡後、遺族以外の者と事実上の婚姻関係にあって弔慰金の受給権を取得した配偶者は、弔慰金の受給権取得時に戦没者等の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹がいないこと 2. 弔慰金の受給権取得後、遺族以外の者と氏を改める婚姻又は遺族以外の者と事実上の婚姻をしていないこと
2	転 給 遺 族	子
3		父母
4		孫
5		祖父母
6		兄弟姉妹
7		父母
8		孫
9		祖父母
10		兄弟姉妹
11		上記以外の三親等内親族のうち、戦没者等の葬祭を行った者
12		上記以外の三親等内親族のうち、戦没者等の葬祭を行っていない者
		戦没者等と生計関係を有していないか、又は、3~6順位に必要な要件を満たしていない者
		戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上戦没者等と生計関係を有していたこと



沖縄『ひろしまの塔』戦没者追悼式団体参列

平成二十六年十月二十九日、平田修己会長を団長とする三十二名の参列団は、広島空港を出発し、沖縄に向かった。

当日は、沖縄護国神社参拝、対馬丸記念館を視察した後、ホテルへ。翌三十日は、追悼式会場である糸満市に向かい、午前十時三十分から挙行された追悼式に参列した。

追悼式には、沖縄県知事(代理)を始め、六名の来賓が出席され、広島県知事(代理・健康福祉局社

県知事主催のこの追悼式は、毎年三十名の定員で実施され、毎年に知事・議長の参列のもと八十人の定員で実施されます。

近年は、遺族の方の高齢化により参列者が募集人員の半数程度にとどまっています。

終戦七十周年を迎える平成二十七年度は、知事及び議長が参列される年になります。

ついては、青年部員の推薦出席とともに八十名の定員に達するようご協力のほどよろしく願いします。

平成二十七年度追悼式典への
参加について（お願い）

全国戦没者追悼式団体参列

ニユーギニア、九千九百八十九柱
東部
柱、ビスマートーク、ソロモン諸島
島、八千八百四十一柱、ビルマ・インンド
沖縄、南西諸島、千二百七十七柱
一柱、ベトナム等、九百六十四柱
四柱、硫黄島、七百八十七柱
他、一千五百七十七柱

平成十七年度

平成二十六年九月十九日

前日、新幹線により上京、東京スカイツリーを見学後に東京都内に宿泊した。翌十五日の当日は靖国神社に昇殿参拝を行った後、記念撮影を行い日本武道館に入場した。式典は各都道府県からの遺族参列者約六千名が出席し、十一時五十分に天皇皇后両陛下がご臨場され、國歌斉唱、安倍内閣総理大臣の式辞黙祷の後天皇陛下のおことばがあり追悼の辞、献花が行われて滞りなく閉会した。

臨席を仰いで、全国戦没者追悼式が
行われました。県遺族会から平田
修己会長を団長として三十二名が参
列しました。

増額等を要望した主な事業は、「全國戦没者追悼式参列事業」、「沖縄ひろしまの塔」戦没者追悼式参列事業」「遺家族記念品配付事業」「普及啓発事業」「運営費」（新規）である。

【靖國神社参拝】を定着させ、今上陛下ご親拝の途を啓いていただくなことを待ち望んでいます。

県内各遺族会における英靈の顯彰運動も、遺族の皆様と行政の連携により、厳肅に執り行われています。会員の皆様方の献身とご努力に対し敬意を表する次第であります。昨年は、各遺族会の慰靈祭・追悼式に出席させていただき戦没者へ哀悼の意を表すとともに会員の皆様とも親しくお話しすることができました。

戦没者遺族の待遇改善につきましては、日本遺族会が国へ要望した事項は、ほぼ満たされたものとなっています。

現在、日本遺族会において、平成二十七年に最終償還を迎える特別弔慰金の継続・増額に向けた本格的な運動が展開されています。

さらには、戦没者遺児による慰靈友好親善事業の充実、遺骨収集帰還事業の拡充強化等の諸問題の解決に向けて、日本遺族会の活動を支援していかなければなりません。

当遺族会に対する県からの補助金が毎年減額され、事業に多大の支障が出ています。補助金をいただいて実施している事業のうち、「全国戦没者追悼式」参列者の国費参列者との経費負担の格差問題、

な世界実現の願いを、戦後に育つ人々に伝えていくための、中心的な団体として、遺族会を存続させなければならないと思います。私も当面する問題を解決するため、全力を尽くして参る所存でありますので、皆様方のより一層のご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

年頭に当たり、ご遺族の皆様のご健勝とご多幸をお祈り申し上げ新年のご挨拶とさせて頂きます。

新年明けましておめでとうござ
ります。
御遺族の皆様には、お健やかに
新しい年を迎えたことと、心
からお慶び申し上げます。
一般財団法人広島県遺族会にお
かれましては、創立以来、会員の
皆様の強い結束のもとに、戦没者
の慰靈や御遺族の福祉の増進等の
各種事業を積極的に推進されると
ともに、戦争の悲惨さ、平和の尊
しさを次世代に伝えていくための取

「役員等研修会」

平成二十六年度一般財団法人
広島県遺族会「活動方針及び事業
計画」に基づき、六月十日に広島市
まちづくり市民交流プラザにおいて
県内各遺族会からの参加者百十
名により盛大に開催されました。

研修会は、午後一時から平田
修己会長の挨拶で始まり、広島県
社会援護課 日下 仁彦課長の來
賓あいさつを賜った後、一般財団
法人 日本遺族会 増矢 稔副会
長の講演をいただきました。

榮の礎となられた戦没者の方々に深く思いをいたし、戦没者の御遺族に対する援護事業の充実に向て取り組んで参ります。

今後とも、会長を始めとする会員の皆様のより一層の御理解と御支援をいただきますようお願い申しあげます。

年頭にあたり、貴会のますますの御発展と会員の皆様の御健勝を心からお祈り申し上げ、新年のごあいさつといたします。



笠松

めでとうござ

新年のごあいさつ

1 特別弔慰金支給の趣旨

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金は、先の大戦で公務等のため国に殉じたものとの軍人、軍属及び準軍属の方々に思いをいたし、終戦20周年、30周年、40周年、50周年、60周年という節目の機会をとらえ、国として改めて弔慰の意を表すため、一定の日（基準日）において恩給法による公務扶助料、特例扶助料、戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下「援護法」といいます。）による遺族年金、遺族給与金等の受給権を有する遺族（以下「年金給付の受給権者」といいます。）がいない場合に、残された遺族に対して、戦没者の遺族に対する特別弔慰金支給法に基づき記名国債として支給されるものです。

2 支給対象者

別表（裏面）に掲げる支給順位表の先順位の方

3 参考（これまでの特別弔慰金）

終戦20周年	終戦30周年	終戦40周年	第六回特別弔慰金国債	第八回特別弔慰金国債
特別弔慰金国債 額面 3万円 10年償還	第二回特別弔慰金国債 額面 20万円 10年償還	第四回特別弔慰金国債 額面 30万円 10年償還	額面 40万円 10年償還	額面 40万円 10年償還
昭40	昭50	昭60	平7	平17
昭47	昭54	平元	平11	平21
額面 3万円 10年償還	額面 12万円 6年償還	額面 18万円 6年償還	額面 24万円 6年償還	額面 24万円 6年償還
特別弔慰金国債に号	第三回特別弔慰金国債	第五回特別弔慰金国債	第七回特別弔慰金国債	第九回特別弔慰金国債

女性部研修会

特別弔慰金の継続・増額要望活動について

平成二十六年度女性部研修会は、十一月二十七日・二十八日に小西照枝女性部長をはじめ各支部から三十八名の出席者があり、宮島の「国民宿舎みやじま社の宿」において盛大に実施された。

当日は、開会行事の後、佐々木事務局長から中央状況についての報告が行われた。

その後、出席者を三班に分けて「組織の後継者（青年部）育成について」をテーマにして熱心に討議が行われ、結果が各班から発表された。

日本遺族会で平成二十六年十二月十六日に予定されていた、第七十一回遺族大会が、衆議院の解散により急遽中止となりました。

この大会を受けて、自民党所属の地元国会議員に要望書により要望活動を行うことができなくなりましたので、各遺族会が地元で新たに当選された地元国会議員に日本遺族会で作成された要望書により陳情活動を行うことになりました。

この要望書の内容を掲載するので、会員皆様のご理解と協力をよろしくお願いいたします。

平成二十七年度政府予算に対する戦没者遺族の処遇改善に関する要望について
（一般財団法人 日本遺族会 平成二十六年十一月）

のご高配をお願い申し上げる次第
であります。

また現在支給されております
「戦没者等の遺族に対する特別弔
慰金」は平成二十七年六月十五日
に国債の最終償還を迎えます。こ
の特別弔慰金は、過ぐる大戦にお
いて公務のために國に殉じられた
英靈に思いをいたし、終戦二十周
年の昭和四十年に制度ができ、終
戦三十周年、四十周年と節目の年
に国として改めて弔慰を表すため

度政府予算編成も極めて厳しい状況下で進められていることは充分承知いたしておりますが、戦没者及びその遺族に対する施策の充実は、国として道義を示すものであることをご認識いただき、格別のご尽力を賜りますよう重ねてお願ひいたします。
以上

に継続・増額されてきましたが、五十周年以降は、十年国債・四十万円で二十年間据置かれております。特別弔慰金は戦没者のことを忘れないという証でもあることから、平成二十七年度以降も継続・増額されるよう強く要望いたしました。